

広島県告示第千百二十二号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

次の第一号の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

[illegible]

備考 (略)	(略)	水産測定機器、試験機 海洋器及び分析機器 技術一四(略)						(略)	
	(略)	三 (略)	二 (略)	65 (略)	79 (略)	31 (略)	64 (略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
備考 (略)	(略)	水産測定機器、試験機 海洋器及び分析機器 技術一四(略)						(略)	
	(略)	三 (略)	二 (略)	69 (略)	83 (略)	68 (略)	34 (略)	67 (略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	間 以 内	二 回	試 験 機	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 (略)	(略)	水産測定機器、試験機 海洋器及び分析機器 技術一四(略)						(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

次の第二号の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

備考 (略)	(略)	水産測定機器、試験機 海洋器及び分析機器 技術一四(略)						(略)	
	(略)	三 (略)	二 (略)	65 (略)	79 (略)	31 (略)	64 (略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
備考 (略)	(略)	水産測定機器、試験機 海洋器及び分析機器 技術一四(略)						(略)	
	(略)	三 (略)	二 (略)	69 (略)	83 (略)	68 (略)	34 (略)	67 (略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	間 以 内	二 回	試 験 機	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 (略)	(略)	水産測定機器、試験機 海洋器及び分析機器 技術一四(略)						(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

[illegible]

[illegible]

[illegible]